令和８年 12 月市議会定例会　条例議案　参考資料

議案第１０７号　長野市印鑑条例及び長野市手数料条例の一部を改正する条例　・・・　２ページ

議案第１０８号　長野市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例の一部を改正する条例　・・・　８ページ

議案第１０９号　指定管理者が管理する長野市営運動場条例の一部を改正する条例　・・・　１６ページ

議案第１１０号　長野市公共下水道条例の一部を改正する条例　・・・　２４ページ

議案第１１１号　長野市火災予防条例の一部を改正する条例　・・・　２８ページ

議案第１０７号

長野市印鑑条例及び長野市手数料条例の一部を改正する条例（案）要綱

財　政　部　市　民　税　課
地域・市民生活部市民窓口課

<table>
<tr><th>事　　項</th><th>説　　明</th></tr>
<tr><td>１　改正の理由</td><td>個人番号カード等を利用してコンビニエンスストア等に設置された端末機により証明書等の交付を受けた場合の手数料の金額を引き下げることに伴い、改正するもの</td></tr>
<tr><td>２　改正の内容</td><td>(1) 長野市印鑑条例の一部改正（第１条関係）
多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により印鑑登録証明書の交付を受けた場合の手数料の金額を次のとおり改める。
<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>１通につき 250円</td><td>１通につき 200円</td></tr>
</table>
(2) 長野市手数料条例の一部改正（第２条関係）
ア　多機能端末機により戸籍に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付を受けた場合の手数料の金額を次のとおり改める。
<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>１通につき 400円</td><td>１通につき 350円</td></tr>
</table>
イ　多機能端末機により住民票の写し、戸籍の附票の写し並びに個人の市民税及び県民税に係る課税内容証明書の交付を受けた場合の手数料の金額を次のとおり改める。
<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>１通につき 250円</td><td>１通につき 200円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>３　施 行 期 日</td><td>令和９年４月１日から施行する。</td></tr>
<tr><td>４　審 議 状 況</td><td>(1) 法規審査委員会の決定　　１１月　５日
(2) 庁　議　の　決　定　　１１月１０日</td></tr>
</table>

長野市印鑑条例　新旧対照表【第１条関係】

改正後	改正前
○長野市印鑑条例 昭和47年４月１日長野市条例第１号 （手数料） 第17条　手数料は、次の各号に定めるところにより、納付しなければならない。 （１）・（２）　略 （３）　第13条第３項の規定による印鑑登録証明書の交付　１通につき300円（多機能端末機により交付を受けた場合は、１通につき　200円）	○長野市印鑑条例 昭和47年４月１日長野市条例第１号 （手数料） 第17条　手数料は、次の各号に定めるところにより、納付しなければならない。 （１）・（２）　略 （３）　第13条第３項の規定による印鑑登録証明書の交付　１通につき300円（多機能端末機により交付を受けた場合は、１通につき　250円）

長野市手数料条例　新旧対照表【第２条関係】

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
○長野市手数料条例
平成12年３月30日長野市条例第２号
別表第４（第２条関係）
１～２　略
３　戸籍法（昭和22年法律第224号）関係
<table>
<tr><th>区分</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>（１）　戸籍法第10条第１項、第10条の２第１項から第５項まで若しくは第126条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第１項、第120条の２第１項若しくは第126条の規定による戸籍証明書の交付</td><td>１通につき450円（多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付を受けた場合は、１通につき350円）</td></tr>
<tr><td>（８）　略</td><td>略</td></tr>
</table>
３の２　略
</td><td>
○長野市手数料条例
平成12年３月30日長野市条例第２号
別表第４（第２条関係）
１～２　略
３　戸籍法（昭和22年法律第224号）関係
<table>
<tr><th>区分</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>（１）　戸籍法第10条第１項、第10条の２第１項から第５項まで若しくは第126条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第１項、第120条の２第１項若しくは第126条の規定による戸籍証明書の交付</td><td>１通につき450円（多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付を受けた場合は、１通につき400円）</td></tr>
<tr><td>（８）　略</td><td>略</td></tr>
</table>
３の２　略
</td></tr>
</table>

改正後

4　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）関係

区分	金額
（１）　略	略
（２）　住民基本台帳法第12条第１項若しくは第12条の３第１項若しくは第２項の規定による住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付、同法第12条の４第１項の規定による住民票の写しの交付、同法第15条の４第１項、第３項若しくは第４項の規定による除票の写し若しくは除票記載事項証明書の交付、同法第20条第１項、第３項若しくは第４項の規定による戸籍の附票の写しの交付又は同法第21条の３第１項、第３項若しくは第４項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	１通につき300円（多機能端末機により交付を受けた場合は、１通につき200円）

５～８　略

9　法令を根拠としないもの

区分	金額
（１）　略	略
（５）　租税公課に関する証明書の交付	証明事項１件又は１通につき300円（多機能端末機により交付を受けた場合は、１通につき200円）
(18)　略	略

改正前

4　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）関係

区分	金額
（１）　略	略
（２）　住民基本台帳法第12条第１項若しくは第12条の３第１項若しくは第２項の規定による住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付、同法第12条の４第１項の規定による住民票の写しの交付、同法第15条の４第１項、第３項若しくは第４項の規定による除票の写し若しくは除票記載事項証明書の交付、同法第20条第１項、第３項若しくは第４項の規定による戸籍の附票の写しの交付又は同法第21条の３第１項、第３項若しくは第４項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	１通につき300円（多機能端末機により交付を受けた場合は、１通につき250円）

５～８　略

9　法令を根拠としないもの

区分	金額
（１）　略	略
（５）　租税公課に関する証明書の交付	証明事項１件又は１通につき300円（多機能端末機により交付を受けた場合は、１通につき250円）
(18)　略	略

改正後	改正前
備考　略	備考　略

議案第１０８号

長野市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

企画政策部交通政策局

事　　項	説　　明
１　改正の理由	浅川地区及び芋井地区に新たにＡＩオンデマンドバスを導入することに伴い、改正するもの
２　改正の内容	主な内容は、次のとおり (1) デマンド運送（旅客の事前の申込みに応じて、一定の範囲内で定めた路線において旅客を運送することをいう。）を行う長野市有償旅客運送自動車の路線に、浅川・芋井線を加える。 (2) 浅川・芋井線に係る大人（中学生以上の者をいう。以下同じ。）１人当たりの普通旅客運賃を別紙条例（案）のように定める。 (3) 浅川・芋井線に係る運行日を別紙の１のように定める。 （以上第９条、別表第１関係） (4) 浅川・芋井線に係る通学定期券の額を別紙の２のように定める（別表第３関係）。
３　施行期日等	令和９年４月１日から施行する。
４　審議状況	(1) 法規審査委員会の決定　　１１月　５日 (2) 庁　議　の　決　定　　１１月１０日

別紙

1　浅川・芋井線に係る運行日

運行日
月曜日から金曜日まで。ただし、次に掲げる日を除く。 (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (2) ８月13日から同月16日までの日 (3) 12月29日から翌年の１月３日までの日

2　浅川・芋井線に係る通学定期券の額

区分			金額
乗車する停留所及び降車する停留所のいずれもが浅川地区内又は芋井地区内の停留所である場合	大人	１月	4,800円
		３月	13,680円
		６月	25,920円
	小人	１月	2,400円
		３月	6,840円
		６月	12,960円
乗車する停留所又は降車する停留所の一方が浅川地区内の停留所であり、他の一方が芋井地区内の停留所である場合	大人	１月	9,600円
		３月	27,360円
		６月	51,840円
	小人	１月	4,800円
		３月	13,680円
		６月	25,920円
片道通学定期券			通学定期券の金額に 100分の50を乗じて得た金額

長野市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例　新旧対照表

改正後	改正前
○長野市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例 平成16年12月28日長野市条例第97号	○長野市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例 平成16年12月28日長野市条例第97号
（デマンド運送の乗車申込み等） 第７条　デマンド運送を行う市バス等に乗車しようとする者は、規則で定めるところにより、事前に市長に申し込まなければならない。	（デマンド運送の乗車申込み等） 第７条　第４条第１項に規定する路線の市バス等に乗車しようとする者は、規則で定めるところにより、事前に市長に申し込まなければならない。
（乗降の制限） 第８条　略	（乗降の制限） 第８条　略
２　市長は、デマンド運送を行う市バス等の運行区間の一部が定期路線運送を行う市バス等の運行区間の一部と重複するときは、当該重複する運行区間におけるデマンド運送を行う市バス等の乗車又は降車を制限することができる。	（新設）
３　市長は、浅川・芋井線において、次の各号のいずれかに該当するときは、市バス等の乗車又は降車を制限することができる。 （１）　乗車する停留所又は降車する停留所の一方が長野市支所設置条例（昭和41年長野市条例第９号。以下「支所設置条例」という。）別表に掲げる浅川支所の所管区域（以下「浅川地区」という。）内の停留所（上松五丁目及び檀田二丁目にある停留所を含む。）であり、他の一方が大字茂菅、大字長野大門町又は戸隠豊岡にある停留所であるとき。 （２）　乗車する停留所又は降車する停留所の一方が支所設置条例別表に掲げる芋井支所の所管区域（以下「芋井地区」という。）内の停留所であり、他の一方が上松五丁目又は檀田二丁目にある停留所であるとき。 （３）　乗車する停留所又は降車する停留所の一方が上松五丁目にある停留所であり、他の一方が檀田二丁目にある停留所であるとき。 （４）　乗車する停留所及び降車する停留所のいずれもが大字茂菅、大字長野大門町又は戸隠豊岡にある停留所であるとき。	（新設）
４　略	２　略

改正後	改正前
5　市長は、大岡線において、乗車する停留所又は降車する停留所の一方が支所設置条例別表に掲げる信更支所の所管区域（以下「信更地区」という。）内の停留所であり、他の一方が支所設置条例別表に掲げる信州新町支所の所管区域（以下「信州新町地区」という。）内の停留所であるときは、市バス等の乗車又は降車を制限することができる。	3　市長は、大岡線において、乗車する停留所又は降車する停留所の一方が長野市支所設置条例（昭和41年長野市条例第９号。以下「支所設置条例」という。）別表に掲げる信更支所の所管区域（以下「信更地区」という。）内の停留所であり、他の一方が支所設置条例別表に掲げる信州新町支所の所管区域（以下「信州新町地区」という。）内の停留所であるときは、市バス等の乗車又は降車を制限することができる。
6　市長は、信州新町・中条線において、乗車する停留所又は降車する停留所の一方が信州新町地区内の停留所（大岡甲にある停留所を含む。次条第１項第６号において同じ。）であり、他の一方が信更町安庭にある停留所であるときは、市バス等の乗車又は降車を制限することができる。	4　市長は、信州新町・中条線において、乗車する停留所又は降車する停留所の一方が信州新町地区内の停留所（大岡甲にある停留所を含む。次条第１項第５号において同じ。）であり、他の一方が信更町安庭にある停留所であるときは、市バス等の乗車又は降車を制限することができる。
7　前各項に規定するもののほか、市バス等の管理運営上支障があると認めるときは、市長は、別に定めるデマンド運送を行う市バス等の停留所間の乗車又は降車を制限することができる。	（新設）
（普通旅客運賃）	（普通旅客運賃）
第９条　大人（中学生以上の者をいう。以下同じ。）１人当たりの普通旅客運賃（以下「大人運賃」という。）は、次の各号に掲げる路線の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。	第９条　大人（中学生以上の者をいう。以下同じ。）１人当たりの普通旅客運賃（以下「大人運賃」という。）は、次の各号に掲げる路線の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
（１）　浅川・芋井線　次のアからオまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める金額	（新設）
ア　乗車する停留所及び降車する停留所のいずれもが浅川地区内の停留所（上松五丁目にある停留所を含む。）である場合　200円	
イ　乗車する停留所及び降車する停留所のいずれもが芋井地区内の停留所である場合　200円	
ウ　乗車する停留所又は降車する停留所の一方が浅川地区内の停留所であり、他の一方が芋井地区内の停留所である場合　400円	
エ　乗車する停留所又は降車する停留所の一方が浅川地区内の停留所であり、他の一方が檀田二丁目にある停留所である場合　400円	
オ　乗車する停留所又は降車する停留所の一方が芋井地区内の停留所で	

改正後	改正前
あり、他の一方が大字茂菅、大字長野大門町又は戸隠豊岡にある停留所である場合　400円	
（２）～（９）　略	（１）～（８）　略
２　略	２　略
３　次の各号に掲げる者に係る普通旅客運賃は、前２項の普通旅客運賃の金額に100分の50を乗じて得た金額（その金額に10円未満の端数があるときは、当該端数を10円とする。）とする。	３　次の各号に掲げる者に係る普通旅客運賃は、前２項の普通旅客運賃の金額に100分の50を乗じて得た金額（その金額に10円未満の端数があるときは、当該端数を10円とする。）とする。
（１）～（３）　略	（１）～（３）　略
（４）　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人	（４）　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

別表第１（第４条関係）

路線	運行日
浅川・芋井線 小田切・七二会線 信里・信更線 戸隠・鬼無里線 大岡線 信州新町・中条線	略

別表第１（第４条関係）

路線	運行日
小田切・七二会線 信里・信更線 戸隠・鬼無里線 大岡線 信州新町・中条線	略

別表第３（第10条関係）

区分	路線	種類			金額
１	浅川・芋井線 小田切・七二会線 信里・信更線 戸隠・鬼無里線 信州新町・中条線	通学定期券（第９条第１項第１号ア若しくはイ、第２号ア若しくは	略 略 略 略 略	略 略 略 略 略 略	略 略 略 略 略 略

別表第３（第10条関係）

区分	路線	種類			金額
１	小田切・七二会線 信里・信更線 戸隠・鬼無里線 信州新町・中条線	通学定期券（第９条第１項第１号ア若しくはイ、第２号ア若しくは	略 略 略 略	略 略 略 略 略 略	略 略 略 略 略 略

改正後							改正前						
			イ、第３号ア若しくはイ、第４号ア若しくはイ又は第６号ア若しくはイに規定する場合）						イ、第３号ア若しくはイ又は第５号ア若しくはイに規定する場合）				
			通学定期券（第９条第１項第１号ウ、エ若しくはオ、第２号ウ、エ若しくはオ、第３号ウ、第４号ウ又は第６号ウに規定する場合）	略	略	略			通学定期券（第９条第１項第１号ウ、エ若しくはオ、第２号ウ、第３号ウ又は第５号ウに規定する場合）	略	略	略
					略	略					略	略
					略	略					略	略
				略	略	略				略	略	略
					略	略					略	略
					略	略					略	略
			略			略			略			略
			通園定期券（１月）（第９条第１項第１号ア若しくはイ、第２号ア若しくはイ、第３号ア若			略			通園定期券（１月）（第９条第１項第１号ア若しくはイ、第２号ア若しくはイ、第３号ア若			略

改正後					改正前				
		しくはイ、第４号ア若しくはイ又は第６号ア若しくはイに規定する場合）					しくはイ又は第５号ア若しくはイに規定する場合）		
２	大岡線	通学定期券（第９条第１項第５号アに規定する場合）	略	略	２	大岡線	通学定期券（第９条第１項第４号アに規定する場合）	略	略
			略	略				略	略
			略	略				略	略
		通学定期券（第９条第１項第５号ウに規定する場合）	略	略			通学定期券（第９条第１項第４号ウに規定する場合）	略	略
				略					略
				略					略
			略	略				略	略
			略					略	
		略		略			略		略
		通園定期券（１月）（第９条第１項第５号アに規定する場合）		略			通園定期券（１月）（第９条第１項第４号アに規定する場合）		略
３	略	略		略	３	略	略		略

備考

略

備考

略

議案第１０９号

指定管理者が管理する長野市営運動場条例の一部を改正する条例（案）要綱

スポーツ部スポーツ課

事　　項	説　　明
１　改正の理由	長野市営茶臼山スケートパーク（以下「スケートパーク」という。）に指定管理者制度を導入することに伴い、改正するもの
２　改正の内容	(1) スケートパークの管理は、指定管理者にこれを行わせるものと定める（第３条関係）。 (2) スケートパークの利用料金を別紙条例（案）のとおり定める（別表第１関係）。 (3) 長野市営運動場条例の一部改正（附則第３項関係） (4) その他条文を整備する。
３　施行期日等	令和９年４月１日から施行する。
４　審議状況	(1) 法規審査委員会の決定　　１１月　５日 (2) 庁　議　の　決　定　　１１月１０日

指定管理者が管理する長野市営運動場条例　新旧対照表

改正後

○指定管理者が管理する長野市営運動場条例

平成17年12月28日長野市条例第84号

（指定管理者に管理を行わせる運動場）

第３条　略

２　運動場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
長野市営長野運動公園総合運動場	略
長野市営アーチェリー場	略
長野市営茶臼山スケートパーク	長野市篠ノ井岡田2060番地２

備考　略

別表第１（第８条関係）

１～11　略

12　長野市営茶臼山スケートパーク

区分			利用料金
個人利用料金	一般	１回券	円 200
		回数券（11回券）	2,000
	小・中学生及び高校生	１回券	50
		回数券（11回券）	500
個人利用料金（市民以外の者が個人利用する場合）	一般	１回券	300
		回数券（11回券）	3,000
	小・中学生及び高校生	１回券	50
		回数券（11回券）	500
専用利用料金		北エリア、東エリ	1,000

改正前

○指定管理者が管理する長野市営運動場条例

平成17年12月28日長野市条例第84号

（指定管理者に管理を行わせる運動場）

第３条　略

２　運動場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
長野市営長野運動公園総合運動場	略
長野市営アーチェリー場	略
（新設）	

備考　略

別表第１（第８条関係）

１～11　略

（新設）

改正後			改正前
	ア　それぞれ１区画１時間につき		
	南エリア　１時間につき	500	
専用利用料金（市民以外の者が専用利用する場合）	北エリア、東エリア　それぞれ１区画１時間につき	1,500	
	南エリア　１時間につき	750	
滑走エリアは、市長が別に定めるところにより北エリア、南エリア及び東エリアに区画するものとする。 北エリア及び東エリアの専用利用は、大会等で利用する場合に限るものとする。 市民以外の者が個人利用する場合とは、市外に住所を有する者が個人利用する場合をいう。 市民以外の者が専用利用する場合とは、市外に住所を有する者が専用利用する場合又は構成員の過半数が市外に住所を有する者である団体が専用利用する場合（大会等で利用する場合であって、当該団体の事務所等の所在地が市内にあるときを除く。）をいう。 利用時間が１時間未満であるとき又は利用時間に１時間未満の端数があるときは、１時間として計算するものとする。			
13～15　略			12～14　略

長野市営運動場条例　新旧対照表【附則第３項関係】

改正後

○長野市営運動場条例

昭和47年４月１日長野市条例第29号

（名称及び位置）

第３条　運動場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
長野市営篠ノ井村山健康スポーツセンター	略
長野市営中条マレットゴルフ場	略
（削除）	

備考　略

別表（第６条関係）

１～６　略

（削除）

改正前

○長野市営運動場条例

昭和47年４月１日長野市条例第29号

（名称及び位置）

第３条　運動場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
長野市営篠ノ井村山健康スポーツセンター	略
長野市営中条マレットゴルフ場	略
長野市営茶臼山スケートパーク	長野市篠ノ井岡田2060番地２

備考　略

別表（第６条関係）

１～６　略

７　長野市営茶臼山スケートパーク

区分			使用料
個人使用料	一般	１回券	円 200
		回数券（11回）	2,000
	小・中学生及び高校生	１回券	50
		回数券（11回）	500
個人使用料（市民以外の者が個人使用する場合）	一般	１回券	300
		回数券（11回）	3,000
	小・中学生及び高	１回券	50

改正後	改正前
	校生 / 回数券（11回） / 500
	専用使用料 / 北エリア、東エリア　それぞれ１区画１時間につき / 1,000
	南エリア　１時間につき / 500
	専用使用料（市民以外の者が専用使用する場合） / 北エリア、東エリア　それぞれ１区画１時間につき / 1,500
	南エリア　１時間につき / 750
	滑走エリアは、市長が別に定めるところにより北エリア、南エリア及び東エリアに区画するものとする。 北エリア及び東エリアの専用使用は、大会等で使用する場合に限るものとする。 市民以外の者が個人使用する場合とは、市外に住所を有する者（市内に通勤し、又は通学している者を除く。以下同じ。）が個人使用する場合をいう。 市民以外の者が専用使用する場合とは、市外に住所を有する者が専用使用する場合又は構成員の過半数が市外に住所を有する者である団体が専用使用する場合（大会等で使用する場合であつて、当該団体の事務所等の所在地が市内にあるときを除く。）をいう。 使用時間が１時間未満であるとき又は使用時間に１時間未満の端数があるときは、１時間として計算するものとする。
７　略	８　略
（１）～（４）　略	（１）～（４）　略

改正後	改正前
注 １～６　略 ７　市民以外の者が専用使用する場合とは、市外に住所を有する者（市内に通勤し、又は通学している者を除く。以下同じ。）が専用使用する場合又は構成員の過半数が市外に住所を有する者である団体（事務所等の所在地が市内にあるものを除く。）が専用使用する場合をいう。	注 １～６　略 ７　市民以外の者が専用使用する場合（茶臼山スケートパークを専用使用する場合を除く。）とは、市外に住所を有する者が専用使用する場合又は構成員の過半数が市外に住所を有する者である団体（事務所等の所在地が市内にあるものを除く。）が専用使用する場合をいう。

議案第１１０号

長野市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）要綱

上下水道局総務課

事　　項	説　　明
１　改正の理由	下水道法の一部改正に伴い、改正するもの
２　改正の内容	この条例において引用する下水道法の条項を整理する（第４条、第11条関係）。
３　施行期日	下水道法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
４　審議状況	(1) 法規審査委員会の決定　　１１月　５日 (2) 庁　議　の　決　定　　１１月１０日

長野市公共下水道条例　新旧対照表

改正後	改正前
○長野市公共下水道条例 昭和41年10月16日長野市条例第122号 （公共下水道の構造の技術上の基準） 第４条　法第７条第３項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第４条の５までに定めるところによる。 （除害施設の設置等） 第10条　略 第11条　次に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の２第１項又は第５項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 （１）～（９）　略 （10）　前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第６条第６号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第５号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）　当該排水基準に係る数値	○長野市公共下水道条例 昭和41年10月16日長野市条例第122号 （公共下水道の構造の技術上の基準） 第４条　法第７条第２項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第４条の５までに定めるところによる。 （除害施設の設置等） 第10条　略 第11条　次に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の２第１項又は第５項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 （１）～（９）　略 （10）　前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第６条第５号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第５号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。）　当該排水基準に係る数値

議案第１１１号

長野市火災予防条例の一部を改正する条例（案）要綱

消防局予防課

事　　項	説　　明
1　改正の理由	火災発生のおそれのある調理器具の周囲において使用する排気設備等の管理方法について定めることに伴い、改正するもの
2　改正の内容	(1) 液体燃料を使用する調理器具については、その周囲において使用する排気ダクト等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならないものと定める（第18条関係）。 (2) 固体燃料を使用する調理器具について、(1) と同様の改正を行う（第19条関係）。 (3) 気体燃料を使用する調理器具について、(1) と同様の改正を行う（第20条関係）。 (4) 電気を熱源とする調理器具について、(1) と同様の改正を行う（第21条関係）。
3　施行期日	令和９年４月１日から施行する。
4　審議状況	(1) 法規審査委員会の決定　　１１月　５日 (2) 庁　議　の　決　定　　１１月１０日

長野市火災予防条例　新旧対照表

改正後	改正前
○長野市火災予防条例 昭和41年10月16日長野市条例第130号	○長野市火災予防条例 昭和41年10月16日長野市条例第130号
（液体燃料を使用する器具）	（液体燃料を使用する器具）
第18条　略	第18条　略
２　略	２　略
３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。	（新設）
（固体燃料を使用する器具）	（固体燃料を使用する器具）
第19条　略	第19条　略
２　略	２　略
３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。	（新設）
（気体燃料を使用する器具）	（気体燃料を使用する器具）
第20条　略	第20条　略
２　略	２　略
３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第18条第３項の規定を準用する。	（新設）
（電気を熱源とする器具）	（電気を熱源とする器具）
第21条　略	第21条　略
２　略	２　略
３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第18条第３項の規定を準用する。	（新設）